

事務連絡
平成 29 年 2 月 17 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

鉄筋の継手の構造方法を定める件の運用について

「鉄筋の継手の構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1463 号。以下「告示」という。）においては、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 73 条第 2 項本文の規定を適用しない圧接継手、溶接継手及び機械式継手の構造方法を定めているところである。

鉄筋の継手に係る規定については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 19 年政令第 49 号）で施行令第 73 条第 5 項が削除されたことにより、「特殊な鉄筋継手の取扱いについて」（平成 3 年 1 月 31 日付け住指発第 31 号）の記 3 を根拠とした、「特殊な鉄筋継手の取扱いについて」（昭和 58 年 9 月 5 日付け建設省住指発第 273 号）に基づく建設省住宅局建築指導課長の認定は失効しており、「建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省住宅局建築指導課編集協力）の「鉄筋継手性能判定基準」等を参考に、その運用がなされているところである。

昨年、鉄筋の溶接継手の施工において、正規の仕様と異なる溶接ワイヤが不正に用いられた事案が発覚したことを受け、公益社団法人日本鉄筋継手協会において、別添の「鉄筋溶接継手の品質確保方策に関する検討報告書」が取りまとめられたので、鉄筋の溶接継手に係る告示第 1 項ただし書等の運用にあたっては、本報告書についても併せて参考にされたい。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。